

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第5号

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「診断により疾病の発生が確定した日」の次に「(以下「事故発生日」という。)」を加え、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第1条の4第5項第2号及び第6項並びに第2条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「12,400」を「12,440」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に、「10,600」を「10,670」に改め、同表備考中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の寒川町消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた寒川町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年

金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金について適用する。